ファイブスタークラブ

ツアーご参加のみなさまへ

Five Star Club
(株) ファイブスタークラブ
観光庁長官登録旅行業第1606号
■東京本社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-7
PORTAL POINT HARAJUKU ANNEX 4F
TEL:03-6777-7691

◯パンフレット類にはお金をかけません。

ファイブスタークラブのコースの多くは、アジア・アフリカなど、まだまだ発展途上の国々です。その日の食事にも事欠くような地域も少なくありません。そんな中で華美なパンフレットにお金をかけて募集をするということに、私どもは違和感を覚えます。資源を大切にと言われる現在だけに、私どもは必要最小限のパンフレット類とするのが私どもの方針です。また、そのことが同時にコストダウンにつながり、より低価格なツアーをお客様に提供できると考えます。パンフレット以外でも下記の物については、あえてお渡ししません。

◎ガイドブック◇◇通常旅行会社がお渡しするガイドブックは持っていっても役に立ちません。そういったものは、当社では、無駄だと考えます。本当に役立つガイドブックは、市販されたものをご自身でお買い求めください。どういう物がいいかは、担当者におたずねください。

◎留守宅控◇◇必要な方のみ、控えもコピーしてお送りしますので、必要な方のみ、あらかじめご連絡ください。

バッヂは、現地係員と出会うために必要です。また、タッグやシールは、荷物の紛失を防ぐためにもお付けください。

◯１人の担当者がご出発までご案内します。

お客様の担当者は、予約を受けた時に担当の名前を、こちらからお知らせします。担当者の名前と予約番号をお忘れにならないようお願いします。

万が一、担当者を代えてほしい場合はお申し出ください。

お申し込みからご出発まで

1. お申込み

ご予約は、申込書に所定の事項をご記入の上、申込金又はご旅行受付金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金の一部に充当されます。

●電話や郵便、ファクシミリ、e-mail 等でのお申込みをお受けする場合があります。

詳しくはスタッフにお問い合わせください。

ご予約いただく際のご注意

●お名前（アルファベット）は、パスポートに記載（または予定）のつづりを正確にご記入ください。（一文字違っただけでも予約が無効となる場合があります。）

2. 渡航手続き

パスポート取得必要書類

●戸籍抄本又は謄本１通●住民票１通 住基ネット（住民基本登録台帳のシステム）があるエリアの住民は不要●旅券用写真１枚（たて 4.5cm 横 3.5cm）●印鑑●官製ハガキ１枚●身元確認書類

※旅行する場合に必要なビザ（査証）の手続きはお世話いたします。別紙をご覧ください。

すでにパスポートをお持ちの方

旅行先国により必要とされる残存有効期間がありますので、ご確認ください。

＊ご旅行に行かれる時はパスポート番号、発行日を別に控えて、予備の写真をお持ちになることをおすすめします。

旅行保険加入のおすすめ

ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。また、渡航先により保険加入が義務づけられている国もあります。募集型企画旅行契約約款特別補償規定には、傷害・疾病治療費の補償は含まれていません。外国での治療費用やご自身の責任による賠償金などはかなり高額となります。また、賠償義務者が外国の運輸機関や宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でない場合もありますし、国情によっては賠償額が非常に低いこともあります。

3. 旅行代金のお支払い

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日までに、お申込金を差し引いた金額をお支払いください。21 日前以降にお申し込みの場合は当社が指定する期日までにお支払いください。

4. ご旅行の最終案内（日程表）

ご出発の７日前（遅くとも前日まで）に最終旅行日程表とともに、バッヂ、バゲージタッグ、ステッカーなどまとめてお送りします。最終案内は原則として代表者の方にお送りします。

パンフレット記載の日程は変更となる場合がありますので、最終旅行日程表でご確認ください。

5. ご出発

最終旅行日程表に記載の空港のカウンターにご集合ください。お荷物には、ファイブスタークラブのタッグ、ステッカーを必ずお付けください。空港では、係員がご出発のご案内をいたします。

6. 乗継地の空港について

乗継地での空港の案内図はご希望の方にお送りします。（但し空港によっては案内図がないところもありますのでご了解下さい。また、案内図があっても、実際、空港へ行ってもあまり役に立たないということをご了解下さい。）

パンフレットの見方

旅行代金について

●各旅行代金は特に表示のない限り２人部屋をお２人でご利用いただく場合のお１人分の代金です。お１人様でお申し込みいただく場合は、1 人参加料金がかかります。

時間帯のめやすについて

早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜
04:00	06:00	08:00	12:00	16:00	18:00	23:00	04:00

日程表内の時間帯はホテルの発着時刻ではなく、交通機関の発着時刻をもとにした目安です。例えば、最終日「(午後：北京 A 東京)」で北京発 12:30 の場合は右記のような目安となります。このようにホテル出発と交通機関の出発時刻は異なりますので、「午後発」の日程でも日程表中に午前：自由行動の記載のないコースは、ホテル出発までに十分な自由行動時間がお取りいただけない場合です。

●午前：自由行動　の表示がない日程のめやす

8:00　モーニングコール
8:30　朝食
9:30　ホテル出発
10:30　北京空港着
12:30　北京空港発

最少催行人員について

最少催行人員の人数に満たない場合は旅行が催行されないことがあります。お申し込みコースのご旅行が催行されない場合、12/20 ～ 1/7、4/27 ～ 5/6、7/20 ～ 8/31 の出発日は、ご出発の 34 日前までに、その他の出発日は、ご出発の 24 日前までにご連絡いたします。

最少催行人員１名というコースは、お客様が１名以上いらっしゃれば催行を保証いたします。

利用予定ホテルは同等グレードの他のホテルに変更される場合があります。パンフレット内の同等クラスホテル一覧をご覧ください。

マークの見方

・食事マーク
- 朝　食
- 昼　食
- 夕　食

・日程表のマーク
- 飛　行　機
- 列　　車
- バス・マイクロバス・セダン
- 船・ホーバークラフト

ご案内とご注意

現地係員がお世話するコースにご参加のお客様へ

現地係員について

●現地係員は現地での旅行を円滑に実施するために以下のようなご案内を行います。
到着日:空港／駅にてお出迎え。空港／駅からホテル間移動に同行します。一部の国を除いて現地事情、日程のご案内やホテルでのチェックイン手続きのお手伝いもさせてもらいます。
ホテル等についてのご案内。オプショナルツアーのご説明。到着後、観光を含む日程の場合には、目的地へのご案内を含みます。
出発日：ホテルから空港／駅間の移動の同行、ご案内。国によりましては、現地係員は税関検査カウンターより中にはいることができません。その場合、出国時の搭乗手続きや乗り継ぎ空港での手続きはお客様ご自身で行っていただくことになります。これらの業務以外の日程表上の自由行動時、ホテル滞在時には係員はおりません。現地係員は日本語を話しますが日本人とは限りません。（一部の国では英語ガイドです。ガイドについては各コースをご覧下さい。）

現地係員がつかないコースにご参加のお客様へ

●帰国便のご搭乗手続き、乗継地でのご搭乗手続きは、全てお客様自身で行っていただきます。また、リコンファーム（予約再確認）が必要な航空会社についてはお客様自身がリコンファームにしていただくことになります。

各コース共通のご注意事項

航空機・列車及び移動について

●出発／帰国便及び現地での各都市間の移動については、乗継便となる場合や必ずしも最適の時間帯を選べない場合があります。また記載の乗継地が他の場所に変更になったり、乗継回数が増える場合があります。いずれの場合も旅行代金の変更はありません。

●航空機の座席配列により、グループの方でも隣り合わせの席をご用意できない場合があります。座席配列のため、やむを得ず通路をはさんだり、前後の席となったりすることがあります。
●Ｙクラス（エコノミークラス）席ご利用のお客様の場合、喫煙席／禁煙席、窓側／通路側といったご希望は事前にお伺いいたしかねます。
●列車の座席、寝台を利用する場合は、表記されたクラスを利用する予定ですが（インドなどは２等エアコン）、場合によっては予定の等級の座席、寝台がご利用できないこともありますのでご了承ください。
列車には食堂車が連結されていない場合があります。お飲物、軽食類をあらかじめご用意していくことをおすすめします。
●航空便の中には共同運行便があります。利用予定航空便とちがう機材・乗務員の場合もあります。LCC となることもあります。
●観光及び空港～ホテル間の送迎で利用するバスは、ツアーが少人数の場合、セダン、バン、ミニバスとなりドライバーガイドとなる場合があります。
また一部コースでは、タクシー等の公共交通機関、ホテル提供のバス等も利用する場合があります。
●他のコースのお客様と同じバスで観光、空港～ホテル間の送迎を行う場合があります。尚、その場合、空港などの出発地で１～１時間 30 分程度お待ちいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
●インド・ネパール内の国内航空線に関して夜間および全天候離発着施設が未整備のため、運休や大幅な遅延があります。そのため、移動手段をバスや列車等に代替することがあり、やむなく観光の一部を割愛させていただく場合があります。

ビジネスクラス席（Ｃクラス席）ファーストクラス席（Ｆクラス席）ご利用の方へ

●ご請求書に、ビジネスクラス追加代金、ファーストクラス追加代金を明記いたします。
●お席のご希望は、あらかじめ予約時に承りますが、座席数によりご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

航空券予約クラスについて

●予約確認書、日程表等には便宜上、エコノミークラス（Y）、ビジネスクラス（C）、ファーストクラス（F）と表記しております。実際の予約クラスとは異なる場合がありますのでマイレージに関する予約クラスは担当者にご確認ください。

マイレージについて

●マイレージ手続きはお客様ご自身で行ってください。
●マイレージに関するお問い合わせは、直接お持ちのマイレージカード会社へお尋ねください。
●マイレージに関するトラブルが発生した場合は、当社では責任を負いかねます。予めご了承ください。

交通事情について

●中国･ベトナム･カンボジア･ラオス･ミャンマー･タイ･マレーシア･インド･ネパール･エジプト･中近東･中南米などへのご旅行は国内の飛行機、列車の便数が限られ、運休･大幅な遅延などのためオーバーブッキング（予約超過による座席不足）や急なスケジュール変更が少なくありません。その場合、他の交通機関に振りかえたり、やむなく観光の一部を割愛および変更させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

食事について

●各コースごとの日程表に明示した食事の料金・税・サービス料は旅行代金に含まれています。但し、お客様が個人的に注文された飲物代や追加料金代はお客様のご負担となります。
●日程表中に明示した利用予定レストランが、突然の休業等の場合、他のレストランへご案内します。
●現地事情および輸送機関のスケジュール変更により利用レストランの変更あるいは食事の入れ換えを行うことがありますが食事回数、条件は変更のないようにいたします。尚、各コースごとの日程表に明示した食事回数には、機内食は含まれていません。
●食事は朝・昼・夕食共に、スケジュール等の事情により、お弁当になる場合があります。

宿泊について

●ホテル事情について
ご利用いただくホテルは、通常は日程表の記載通り、又は同クラスで手配し、出発前に指定できるホテルをご利用いただきますが、宿泊施設の設備は都市部を除いて地方によりかなり差があり、給水や電力の供給や電話などの通信面で制約を受けたり、入浴はシャワーのみとなる場合もありますのであらかじめご了承ください。
●２名様１室の場合、ベッドの数は事前に確約できません。ツインまたはダブルになります。予めご了承ください。
●３名様で１部屋（トリプル）ご利用の場合
３人で１部屋利用（トリプル）のお申し込みの場合、ご利用いただくお部屋は２人部屋となっており、簡易ベッドになったり、ベッドの搬入が遅くなったりお部屋が手狭になることもございます。また、タオルなどのアメニティーグッズが３名様分揃っていない場合もありますので、その場合はホテルの係員にお申し付けください。尚、旅行代金の割引はありません。以上の点につき、あらかじめご了承ください。
●お１人部屋ご希望の場合
１人部屋追加代金が必要となります。１人部屋は原則としてシングルルームになるため２人部屋より手狭になることがあります。また、景観に差があることもあります。
●グループ参加の場合
グループ、ご家族参加で２部屋以上をご利用いただく場合、ホテル側の事情によりお隣り、または同じ階の部屋をご用意できない場合もあります。
●宿泊都市及び訪問都市順序について
運輸機関、ホテル側などの事情により、宿泊都市及び訪問都市順序が異なる場合があります。
●列車での移動の場合の車中泊においては原則として、他の方と相部屋となります。

冷暖房について

地域によっては気候、生活習慣、その他の事情から、ホテル･レストラン･バス･列車等に冷暖房設備が無い場合があります。また逆に冷房がききすぎることもあります。やむを得ずそれらの輸送･宿泊機関･施設を利用する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

市内観光・オプショナルツアーについて

施設の休館、その他現地事情や天候により、観光箇所や実施日が変更になる場合があります。また、それにより自由行動時間などに影響のでる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

追加手配について

お客様のご希望によりパンフレット記載以外の延泊、ガイド、車、レストラン等の各種追加手配をお受けすることがありますが、この場合の旅行契約形態はお客様との間の手配旅行契約となります。

お買い物について

お客様の便宜をはかるため、ご旅行中ガイドよりおみやげ店などへお連れすることがありますがお客様の責任でご購入ください。また、ご購入後のアフターケアがないため、一部ご購入後に不良品やニセモノが混入していることがあっても返品、返金ができないなどといったトラブルが生じる場合があります。商品お受け取りの際には再度品物をご確認いただく様、くれぐれもご注意ください。また、おみやげ品の船便・航空便による日本への別送品としての託送は早い場合で３～６ヶ月の期間を要し、なおかつ紛失の可能性が大きいのが現状です。おみやげ品の別送は極力避けられることをおすすめいたします。

燃油サーチャージについて

●旅行代金には燃油サーチャージは含まれておりません。（パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く）燃油サーチャージは、為替相場の変動による追加徴収、返金させていただく場合があります。
※燃油サーチャージとは、燃油に関連する原価水準の異常な変動に対処するために、各航空会社が、一定の期間、一定の条件下で国土交通省に申請し認可を受けるもので、金額は航空会社・利用区間により異なり、対象となる全ての航空旅客に対して課せられるものです。
●上記にかかわらず、燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発券レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。（パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収及び返金は致しません）
●燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

空港税等について

●渡航先の国々（または地域）によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等の支払いが義務づけられています。
●旅行代金には空港税等は含まれておりません。空港税等のうち、航空券発券時に徴収する事を義務付けられているもの、また、日本の各空港施設使用料については旅行代金と合わせて日本円でお支払いください。
●複数の国や都市を訪問する旅程では、空港税はその都度必要となります。また、同じ旅程であっても使用する航空機便の経由する国や都市の巡り方によってその合計金額が異なることがあります。
●名古屋～成田間にて国際線をご利用になる場合は、中部国際空港施設使用料が必要となります。成田国際空港施設使用料は不要です。
●空港税等の新設または税額が変更された場合、徴収額が変更になる場合があります。

■熱帯地方にご旅行の方へのご注意

熱帯地方では、風土病などの予防のために虫さされ、飲料水にはご注意ください。皮膚の露出部の少ない衣服や防虫スプレーの塗布等も必要です。

旅行条件書　お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。（抜粋）2014 年 4 月1 日改訂

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

1. この旅行は、株式会社ファイブスタークラブ（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
2. 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
3. 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット（以下「パンフレット等」といいます）、旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款は当社ホームページ（http://www.fivestar-club. jp/）からご覧になれます。

4. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

1. 当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。 申込金の額は以下とします。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

旅行代金の額	申込時の申込金の額
30 万円以上	60,000 円以上旅行代金迄
15 万円以上 30 万円未満	30,000 円以上旅行代金迄
15 万円未満	20,000 円以上旅行代金迄

2. 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
3. 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項 (2) により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 24 項 (3) の定めにより契約が成立します。
4. 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
5. 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
6. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
7. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
8. お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込金をお預かり金として申し受けます。（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らはお預かり金を全額払い戻します。
9. 本項 (8) の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。
10. 当社指定の銀行口座への旅行代金の振込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

4. お申し込み条件

1. お申し込み時点で 20 才未満の方は親権者の同意書が必要です。旅行開始時点で 15 才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
2. 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
3. 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者 / 同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
4. 当社は、本項 (1)(2)(3) の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2) はお申し込みの日から、(3) はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
5. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
6. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
7. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
8. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

1. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
2. 本項 (1) の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の 2 週間前～7 日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第 24 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第 15 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加料金及び第 14 項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第 3 項の「申込金」、第 15 項 (1) の【1】のアの「取消料」、第 15 項 (1) の【2】のアの「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。）
2. 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
3. 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
4. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。）
5. 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
6. 航空機による手荷物の運搬料金
   お 1 人様スーツケース 1 個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお 1 人様 20kg 以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください）
7. 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
   該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収及び返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項 (1) から (7) のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

1. 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
2. クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
3. 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
4. ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
5. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
   ※ 航空会社の定める付加運賃･料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項 8 のコースの燃油サーチャージは除きます）
6. 日本国内の空港施設使用料
7. 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
8. 旅行日程中の空港税等（日本国内通行税を含む）（ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。）
9. 傷害、疾病に関する医療費
10. その他パンフレット等内で「○○料金」と称するもの
11. 運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）

10. 追加代金と割引代金

1. 第 7 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
   1. お 1 人部屋を使用される場合の追加代金。
   2. パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
   3. パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
   4. パンフレット等で当社が「C・F クラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
   5. 国内線特別代金プラン
   6. その他パンフレット等で「×××× 追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等）
2. 第 7 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
   1. パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1 つの部屋に 3 人以上が宿泊することを条件に設定した 1 人あたりの割引代金。
   2. その他パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11. 旅券・査証について

1. ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
2. 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
2. 当社は本項 (1) の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1) の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
3. 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
4. 第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供か行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
5. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として 21,600 円（消費税込）をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

（1）旅行開始前

1. お客様の解除権

ア. お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

＜表 1 ＞本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（貸切り航空機を適用するコースを除きます）

旅行契約の解除期日	取　消　料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降	旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%
注	「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日まで、4 月 27 日から 5 月 6 日まで及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。

＜表 2 ＞貸切り航空機を適用する募集型企画旅行契約

旅行契約の解除期日	取　消　料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降 21 日目にあたる日まで	旅行代金の 50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目にあたる日以降 4 日目にあたる日まで	旅行代金の 80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日以降当日まで及び無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

A. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
B. 第 13 項 (1) に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
C. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
D. 当社がお客様に対し、第 5 項の (2) に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
E. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ. 当社は本項 (1) の【1】のアにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項 (1) の【1】のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の延期をお勧めします」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。

カ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

2. 当社の解除権

ア. お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項 (1) の【1】のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

A. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
B. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
C. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
D. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
E. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27 ～ 5/6、7/20 ～ 8/31、12/20 ～ 1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
F. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
G. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った

「裏へ続く」

旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

H. 上記ｇの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。（但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1) の【1】のエに拠ります。）

ウ . 当社は本項 (1) の【2】のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項 (1) の【2】のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします

（2）旅行開始後の解除

1. お客様の解除・払い戻し

ア . お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ . 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ . 本項 (2) の【1】のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2. 当社の解除・払い戻し

ア . 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

A. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

B. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

D. 上記ｃの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

イ . 解除の効果及び払い戻し　本項 (2) の【2】のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ . 本項 (2) の【2】のアのａ,ｃにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ . 当社が本項 (2) の【2】のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

1. 当社は、「第 13 項の (2)(3)(5) の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前 15 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
2. 本項 (1) の規定は、第 19 項（当社の責任）又は第 21 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

1. 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
2. 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。
3. 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
4. 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。

19. 当社の責任

1. 当当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
2. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項 (1) の責任を負いません。

A. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

B. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

C. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

D. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

E. 自由行動中の事故

F. 食中毒

G. 盗難

H. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

3. 手荷物について生じた本項 (1) の損害につきましては、本項 (1) のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

20. 特別補償

1. 当社は前項 (1) の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500 万円）・後遺障害補償金（2500 万円を上限）・入院見舞金（4 万円～ 40 万円）及び通院見舞金（2 万円～ 10 万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。）を支払います。
2. 本項 (1) にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
3. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 (1) の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
4. 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
5. 当社が本項 (1) に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
4. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

22. オプショナルツアー又は情報提供

1. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）の第 20 項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。
2. オプショナルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第 20 項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。）。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
3. 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第 20 項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の 1・2・3 で規定する変更を除きます。）は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 19 項 (1) の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
   1. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
      1. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
      2. 戦乱
      3. 暴動
      4. 官公署の命令
      5. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
      6. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
      7. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
   2. 第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
   3. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
2. 本項 (1) の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15% を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
3. 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

＜表２＞＜変更補償金＞

当社らが変更補償金を支払う変更		変更補償金の額＝お支払い対象旅行代金 × 1 件につき下記の率	
		旅行開始日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1．5	3．0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1．0	2．0
3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1．0	2．0
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1．0	2．0
5	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1．0	2．0
6	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1．0	2．0
7	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2．5	5．0

注１．１件とは、運送期間の場合１乗車船毎に、宿泊期間の場合１泊毎に、その他の旅行サービスの場合１該当事項ごとに１件とします。

注２．７に掲げる変更については、1. から 6. までを適用せず 7. の料率を適用します。

注３.2. から 6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

24. 通信契約による旅行条件

当社らは、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

1. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
2. 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
3. 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らが e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
4. 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第 15 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
5. 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30 日以内）をカード利用日として払い戻します。
6. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 15 項 (1) の【1】アの取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：http://www.forth.go.jp/」でご確認ください。

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

28. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

その他、当社は、

1. 当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
3. アンケートのお願い
4. 特典サービスの提供
5. 統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

30. その他

1. お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
2. お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
3. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
4. こども代金は、旅行開始日当日を基準に満 2 才以上～ 12 才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。
5. 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
6. 日本国内の空港等から、本項 (5) の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
7. 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第 19 項 (1) 及び第 23 項 (1) の責任を負いません。
8. 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じて、第 14 項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第 15 項の当社所定の取消料をいただきます。
9. 旅行代金の返金に関するご注意

   当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取り扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又全融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。
10. 空港諸税・燃油サーチャージについて

   （1）旅行代金には空港税等及び運輸機関の課す燃油サーチャージ（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る）は含まれておりません。航空券発券時に徴収することを義務付けられているものについては、旅行代金とは別に当社にて代行受領させて頂きます。

   （2）空港諸税及び燃油サーチャージの新設、又は税額の変更があった場合、徴収額が変更になる場合があります。但し、為替レートの変動による過不足が生じた場合は、後日精算致しません。

   （3）燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

観光庁長官登録旅行業第 1606 号
株式会社　ファイブスタークラブ
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-7　PORTAL POINT HARAJUKU ANNEX 4F